

第1次新宮町男女共同参画基本計画

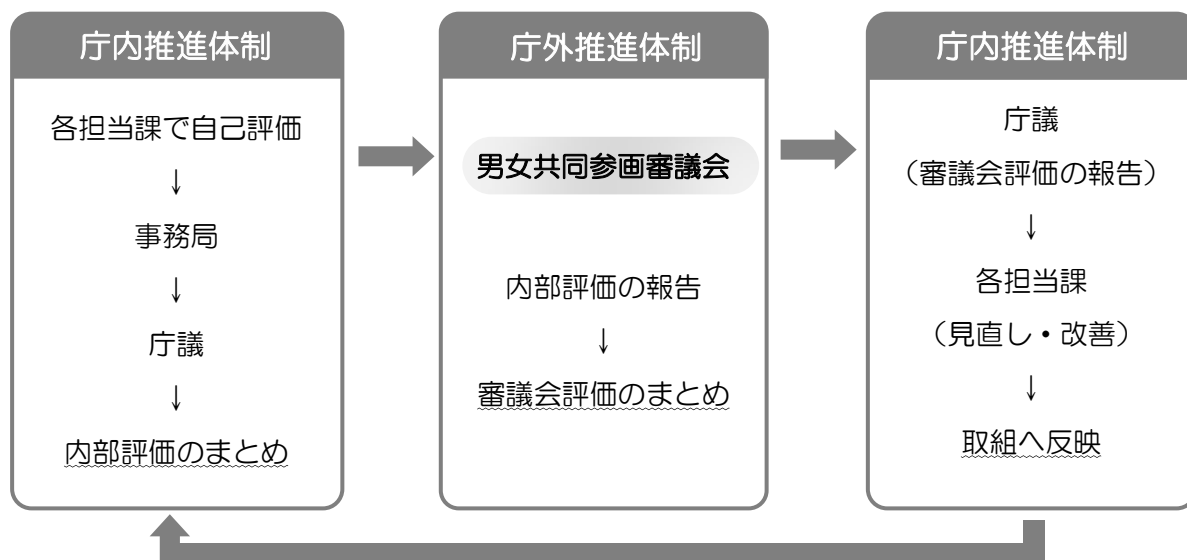
平成26年度 実施状況評価

内部評価

1. 進行管理の仕方

第1次新宮町男女共同参画基本計画は、平成26年度から30年度を計画期間とする、町政のあらゆる領域にわたる計画であり、全庁的な取り組みの推進を図るため、進行管理の必要性が求められます。

進行管理については、計画の実行性を確保するため、次に示す流れにより行います。



2. 計画の体系

「男女がともに輝き 支えあうまち 新宮」の実現をめざし、3つの基本目標を掲げ施策の展開を図ります。

基本目標	基本施策
基本目標1 男女共同参画の意識づくり	(1) 男女共同参画についての意識啓発
	(2) 男女の人権に関する教育・啓発
	(3) 男女共同参画を推進するための教育・学習機会の充実
	(4) 国際的な視野に立った男女共同参画の推進
基本目標2 男女がともに参画し、 支えあう環境づくり	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進
	(2) 働く場における男女共同参画の促進
	(3) 仕事と家庭・地域生活の両立支援
	(4) 地域における男女共同参画の促進
基本目標3 男女が安心して健やかに 暮らせる生活への支援	(1) 男女間のあらゆる暴力の根絶
	(2) 生涯を通じた男女の健康支援
	(3) すべての人が安心して生活できる支援の充実

3. 進捗状況総括

各施策における平成 26 年度の取り組み実施状況を、次の4段階で評価しました。

【取り組みごとの評価（達成度）の区分】

- A：90%以上（十分達成している）
- B：70%以上（ある程度達成しているが一部課題が残る）
- C：50%以上（達成が不十分であり改善を要する）
- D：50%未満（達成にはほど遠く見直しを要する）

施策の進捗状況評価（一覧）

基本 目標	基本 施策	取り組み数				
		計	A	B	C	D
1	(1)	5	2	2	1	0
	(2)	2	1	1	0	0
	(3)	3	0	3	0	0
	(4)	2	0	2	0	0
2	(1)	2	0	1	1	0
	(2)	4	0	3	1	0
	(3)	4	0	4	0	0
	(4)	3	0	2	1	0
3	(1)	4	2	2	0	0
	(2)	4	1	3	0	0
	(3)	2	1	1	0	0
全 体		35 (100.0%)	7 (20.0%)	24 (68.6%)	4 (11.4%)	0 (0.0%)

全体ではA「十分達成している」が 20.0%、B「ある程度達成しているが一部課題が残る」が 68.6%、C「達成が不十分であり改善を要する」が 11.4%、D「達成にはほど遠く見直しを要する」が 0.0%です。

計画初年度である平成 26 年度は、男女共同参画の意識啓発に重点を置き、各取り組みを実施しました。従前からの事業においても男女共同参画の推進を意識することで、十分な周知や体制の強化などを図ることができました。

第1次基本計画となる本計画では、まずはさまざまな啓発活動を継続していく必要があります。その中で、より効果的な取り組みへとつなげることが重要であると考えます。

基本目標 1 男女共同参画の意識づくり

男女共同参画に関する啓発活動とともに、就学前教育、社会教育まであらゆる世代に対して男女共同参画の視点に立った教育・学習を推進し、男女共同参画の意識を育みます。

また、国際的協調の観点から、国際的取り組みの情報収集や国際的な視野に立った人材育成などの男女共同参画の推進を図ります。

◆進捗状況評価（達成度）

評価判定	A	B	C	D
取り組み数	3	8	1	0
%	25.0	66.7	8.3	0.0

【取り組み概要】

基本施策（1） 男女共同参画についての意識啓発

○町広報誌及び町ホームページに新宮町男女共同参画推進条例及び第1次新宮町男女共同参画基本計画について掲載し周知した。

○第1次男女共同参画基本計画の概要版を作成し全戸配布（町広報誌平成26年8月号に折込）した。

○役場1階ロビーに、男女共同参画に関する資料（講座やイベントなど）を配架した。

○町ホームページの男女共同参画のページを整理し、「内閣府男女共同参画局」「福岡県男女共同参画センターあすばる」のホームページ等へのリンク設定を行った。

○福岡県女性海外研修事業など、男女共同参画の推進を目的とした事業を積極的に町広報誌及び町ホームページに掲載した。

○福岡県男女共同参画センターあすばるの「行政職員のための男女共同参画セミナー」「女性問題にかかわる相談員養成講座」及び福岡県市町村職員研修所の各種研修などに職員が参加した。

基本施策（2） 男女の人権に関する教育・啓発

○「人権教育・啓発基本指針」に基づく取り組みを実施した。

○「心配ごと・福祉なんでも相談」「無料法律相談」の実施のほか、人権に関する相談窓口を設置した。

○人権相談従事職員研修に担当職員が参加し、体制の強化を図った。

基本施策（３） 男女共同参画を推進するための教育・学習機会の充実

○町内認可保育所にDV等に関する相談支援に関するカード等を配布し、施設への配架を依頼した。

○町立幼稚園の保護者研修会（生活習慣・幼児期の子どもとの接し方・子どもの発達と遊び）を実施した。

○学校教育における生徒指導・教育相談に係る担当者連絡協議会により連携強化を図った。

○コミュニティスクール推進事業により、学校・地域・家庭の連携を図った。

○男性向け料理教室や親子あそびを開催し、男性の育児参加への意識高揚を図った。

基本施策（４） 国際的な視野に立った男女共同参画の推進

○福岡県女性海外研修事業「女性研修の翼」団員募集及び報告会について、町広報誌等で周知を図った。

【評価（成果や課題）】

○町が作成する冊子やチラシ等に男女共同参画の視点を職員が考慮しながら作成するようになってきた。引き続き、固定的役割分担意識などを助長する表現を見抜く力を養い、誰もが分かりやすい情報の提供に努める。

○広く周知したい県主催のイベントや研修会などの情報について、情報の把握が遅く広報やホームページ等へ掲載できないものがあった。

○啓発方法について、広報やホームページ等による情報発信により見ていただくほか、2年目（平成27年度）以降は、町の行事やイベントでの啓発など、その方法を検討する必要がある。

基本目標2 男女がともに参画し、支えあう環境づくり

政策や方針決定過程への女性の参画を拡大するとともに、地域活動や防災などの新たな分野における男女共同参画を推進します。また、男女が平等に意欲や能力に応じて働けるような環境づくりや、仕事と家庭・地域生活の両立に向けた支援の充実を図ります。

◆進捗状況評価（達成度）

評価判定	A	B	C	D
取り組み数	0	10	3	0
%	0.0	76.9	23.1	0.0

【取り組み概要】

基本施策（1） 政策・方針決定過程への女性の参画促進

○内閣府の調査に基づき、平成26年4月1日現在の各分野における女性の登用について把握した。

審議会等における女性の登用率、21.8%（平成25年度は20.3%）

○男女共同参画審議会を設置し、男女比に関すること及び委員の公募について、条例及び規則の規定に基づき、委員を選任した。

基本施策（2） 働く場における男女共同参画の促進

○企業内人権・同和問題研修推進会議の研修を、人権を中心とした職場雰囲気醸成をテーマに行った。

○男性職員も育児休暇が取得できることを啓発し、男性職員1名が育児休暇（短期）を取得した。

○認定農業者の再認定時に家族経営協定について説明し、協定締結を勧めた。

○就職活動実践セミナーについて、幼稚園の保護者や生活保護受給者を中心にチラシを配布し、その他公共施設へポスターを掲示するなど周知を図った。

基本施策（3） 仕事と家庭・地域生活の両立支援

○パパママ教室を開催し、男性の育児への積極的参加を促進した。

○延長保育、一時保育、病後児保育など、多様なニーズに対応できる環境を整備し、仕事などと子育ての両立を支援した。

基本施策（４）地域における男女共同参画の促進

- ふくおか県「翼の会」との町長懇談会を実施し、新宮町での男女共同参画の推進について意見交換を行った。
- 災害時における男女のニーズの違いを把握し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を推進するため、女性消防団員の配置に取り組んだ。

【評価（成果や課題）】

- 審議会等における女性の登用率が1.5%高くなった。引き続き、女性委員の登用を推進し、選任方法についての見直しなどの検討を必要とする。
- 職員の年齢と性別の構成上、多くの女性職員が管理職として活躍できる時期はもうしばらく先となる見込みである。研修等による育成が必要である。
- 引き続き、災害対応における女性の視点の重要性を啓発し、平成27年4月に入団した女性消防団員の育成を図る。
- いろいろな分野で政策・施策形成の場への女性の参画を引き続き進めていく必要がある。

基本目標3 男女が安心して健やかに暮らせる生活への支援

あらゆる暴力・性による差別的行為の根絶に向けて、その被害防止に向けた啓発や、被害者に対する支援体制の充実を図ります。また、性に関する正しい知識の普及や男女の生涯を通じた健康支援とともに、ひとり親家庭・高齢者・障がい者など誰もが安心して暮らせるような生活支援や環境整備を行います。

◆進捗状況評価（達成度）

評価判定	A	B	C	D
取り組み数	4	6	0	0
%	40.0	60.0	0.0	0.0

【取り組み概要】

基本施策（1） 男女間のあらゆる暴力の根絶

- 「かすや地区女性ホットライン」「粕屋地区配偶者暴力相談支援センター」「福岡県女性相談所」など相談窓口について、広報やホームページなどを活用して周知するとともに、窓口においても周知を行った。
- DV被害者に関する情報非開示（非開示申請あり）の徹底について職員への周知を図った。
- 福岡県男女共同参画センターが主催する「女性問題にかかわる相談員養成講座（基礎編・スキルアップ編）」及び「DV被害者支援のための市町村職員研修会～町内連携促進のために～」にそれぞれ職員が参加し、相談体制の強化を図った。

基本施策（2） 生涯を通じた男女の健康支援

- 小・中学校において、発達段階に応じた生命尊重教育、性教育を実施した。
- マタニティスクールやパパママ教室を開催し、妊娠・出産期における健康支援を行った。
- 乳幼児健診などの保健事業の場で、保健師・助産師などが各種相談に応じ、必要に応じて栄養士や言語聴覚士など他職種につなぐ体制をとった。
- 検診（健診）の受診について、区長会、組長会、高齢者・子育てサロン、幼稚園、JR、商業施設などへのポスター掲示、回覧依頼などによる啓発を実施した。

基本施策（3） すべての人が安心して生活できる支援の充実

- ひとり親家庭等に対する医療や手当について関係課が連携し、対象者への周知を図

った。また、転出入に際し、自治体間での情報提供を行い、対象者へ不利益が生じないよう努めた。

○高齢者や障がい者等、専門職を中心に相談対応を行った。また、各種制度について対象者への周知を図った。

【評価（成果や課題）】

○相談窓口の周知については、さまざまな啓発活動を継続し、認知度をあげる。

○職員が研修に参加したことにより、専門知識を身につけることができた。

○各種制度については、引き続き関係課、自治体間での連携を図っていく。